

総務常任委員協議会資料

令和7年12月 1日
総務部 総務課 作成

酒田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

1 概 要

住登外者宛名番号管理機能を実装する標準化システムへの移行に伴い、所要の改正を行うものです。

2 内 容

標準化システムに住登外者宛名番号管理機能（市の住民基本台帳システムに記載されていないが、住民基本台帳システム以外の標準化システムに基づく事務処理にあたって記録しておく必要のある者を一意に特定するための固有の番号を付番し、管理する機能）が実装されることに伴い、当該機能を個人番号利用事務として規定するため、第4条及び別表第1から第3を改めるものです。

3 施行期日

令和8年1月1日（標準化システムへの移行の日）から施行。

令和7年12月1日
総務部人事課作成

行政組織の改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

1 制定の趣旨

市の行政組織の改編に伴い、関係条例を整理するものです。

2 条例の主な内容

(1) 酒田市部設置条例の一部改正

- ・総務部の市長指示事項の総合的調整に関する事項を削る。
- ・移住及び定住に関する事項を総務部から地域創生部に移し、移住及び定住並びに交流に関する事項に変更する。
- ・総務部の情報管理に関する事項を削る。
- ・企画部のデジタル変革に関する事項をデジタル戦略に関する事項に変更する。
- ・地域創生部の交流、観光及び物産に関する事項を観光及び物産に関する事項に変更する。

(2) 酒田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

- ・市長公室の廃止に伴い、「行政職給料表等級別基準職務表」から市長公室長を削る。

3 施行日

令和8年4月1日

酒田市一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

国家公務員の旅費制度の改正等に鑑み、職員等に対して支給する旅費に関する諸般の基準の見直しを行うもの。

2 改正の概要

(1) 定額支給から実費支給へ

物価水準の高騰等や旅費の適正な執行の観点に鑑み、旅行に係る各経費を定額支給から実費支給へと改める。具体例として以下の通り。

① 宿泊料の実費支給

内国旅行の定額支給について、現行一律 10,900 円の支給としているものについて、国家公務員の基準に基づいて、都道府県毎に 8,000 円から 19,000 円までの宿泊費基準額を設定し、当該宿泊基準額を上限として実費支給とする。

都道府県ごとの宿泊費基準額の一覧は別紙のとおり。

② 日当・食卓料の廃止及び宿泊手当の支給

日当の内訳として見込んでいた市内交通費は実費支給に、昼食代は廃止する。また、宿泊に伴う朝・夕食については、宿泊費に含まれない場合に限り、宿泊手当として定額支給とする。

③ 包括宿泊費の新設

パック旅行等にも対応するため、交通費と宿泊費をまとめて支給できる包括宿泊費を新設する。

④ 移転料の実費支給

赴任に係る旅費について、路程に応じた定額支給を廃止し、転居に係る費用を実費支給とし、転居費として改める。

(2) 車賃の取扱いの見直し

車賃の支給について、山形県の取扱いに倣い、1kmあたりの支給基準額を改める。

～令和8年3月31日	～令和9年3月31日	令和9年4月1日～
37 円	29 円	22 円

(3) 旅費の支出、支払又は清算方法の多様化

旅行役務提供者の規定を設けるなど将来見込まれる旅費の支出、支払又は精算方法の多

様化に対応できるよう整備。

(4) その他

旅費の適正な執行を図るため、旅費の返納を要する職員が当該旅費を返納しない場合に給与から引去りできる規定及び任命権者が実地監査ができる規定を明文化する。

(5) 関連する条例の改正

酒田市特別職の職員の給与等に関する条例、酒田市議会議員の議員報酬等に関する条例及び酒田市会計年度任用職員の報酬、給与及び費用弁償に関する条例について、旅費に関する規定について改正する。

3 施行期日

令和8年4月1日

別 紙

宿泊費基準額

(参考) 国家公務員 都道府県／職員区分	指定職職員等 市長・市議会議員	職務の級が10級以下の者 左記以外の職員等
北海道	18,000円	13,000円
青森県	15,000円	11,000円
岩手県	13,000円	9,000円
宮城県	14,000円	10,000円
秋田県	15,000円	11,000円
山形県	14,000円	10,000円
福島県	11,000円	8,000円
茨城県	15,000円	11,000円
栃木県	14,000円	10,000円
群馬県	14,000円	10,000円
埼玉県	27,000円	19,000円
千葉県	24,000円	17,000円
東京都	27,000円	19,000円
神奈川県	22,000円	16,000円
新潟県	22,000円	16,000円
富山県	15,000円	11,000円
石川県	13,000円	9,000円
福井県	14,000円	10,000円
山梨県	17,000円	12,000円
長野県	15,000円	11,000円
岐阜県	18,000円	13,000円
静岡県	13,000円	9,000円
愛知県	15,000円	11,000円
三重県	13,000円	9,000円
滋賀県	15,000円	11,000円
京都府	27,000円	19,000円
大阪府	18,000円	13,000円
兵庫県	17,000円	12,000円
奈良県	15,000円	11,000円
和歌山県	15,000円	11,000円
鳥取県	11,000円	8,000円
島根県	13,000円	9,000円
岡山県	14,000円	10,000円
広島県	18,000円	13,000円
山口県	11,000円	8,000円
徳島県	14,000円	10,000円
香川県	21,000円	15,000円
愛媛県	14,000円	10,000円
高知県	15,000円	11,000円
福岡県	25,000円	18,000円
佐賀県	15,000円	11,000円
長崎県	15,000円	11,000円
熊本県	20,000円	14,000円
大分県	15,000円	11,000円
宮崎県	17,000円	12,000円
鹿児島県	17,000円	12,000円
沖縄県	15,000円	11,000円

酒田市都市計画税条例の一部改正について

1 改正の理由

都市計画税の課税区域において変更が生じた地番等について、所要の改正を行うもの。

2 主な改正内容

（1）区域外流入

広野字奥井

（2）地番の変更

飯森山二丁目、坂野辺新田字古川、局字惣田、市条字横枕

3 施行年月日及び適用年度

令和8年1月1日から施行し、令和8年度分以後の都市計画税について適用する。

酒田市交流ひろば設置管理条例の一部改正について

1 改正の理由

酒田市交流ひろばについて、利用者数の著しく少ない平日の午後9時以降を閉館することにより同施設の維持管理に係る費用を削減することを目的として、同施設（駐車場以外）の開館時間並びに研修室及び調理室の使用時間を変更するために、所要の改正を行うものです。

2 改正の内容

（1）開館時間（駐車場以外）について

月曜日から土曜日まで（国民の祝日を除く。）の開館時間を、午後10時までから午後9時までに改めるものです。

（2）研修室及び調理室の使用時間について

月曜日から土曜日まで（国民の祝日を除く。）の研修室及び調理室の使用時間を、午後9時30分までから午後9時までに改めるものです。

3 施行日

令和8年4月1日

令和7年12月1日
健康福祉部保育こども園課作成

酒田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の制定について

1 制定の理由

児童福祉法の改正により、令和8年度から実施される乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の設備及び運営に関する基準を市の条例で定めるように規定されたため、制定するものです。

2 制定の内容

市が制定する基準は、次の2項目を除き国の府令「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）」が定める内容とします。

（1）一般型乳児等通園支援事業所の乳児室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上であるものとする。
※山形県が定める保育所等の面積基準（国基準は1.65平方メートル以上）

（2）乳児等通園支援事業を実施する事業者及び従事する職員は、酒田市暴力団排除条例第2条第1号及び第3号に規定する暴力団及び暴力団員等であってはならない。
※市条例による追加

3 施行年月日

公布の日から施行する

水道事業の統合に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

1 条例の改正理由

庄内広域水道企業団が設立されたことに伴い、関係条例の整理を行うものです。

2 改正の概要

山形県知事の許可を受け、令和 7 年 1 0 月 2 3 日付で庄内広域水道企業団を設立、令和 8 年 4 月 1 日から本市、鶴岡市及び庄内町の水道事業が統合、事業が開始されます。上下水道事業のうち、水道事業は企業団に引き継がれ、下水道事業は本市で継続するため、関係する 1 5 本の条例の改正及び廃止を 1 本の整備条例で行うものです。

3 本条例により改廃される条例

関係する 1 3 本の条例の改正と 2 本の条例の廃止を一括して行います。

(1) 水道事業に関する規定等を削りその他条文の整理をする一部改正を行うもの

- ・酒田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例
- ・酒田市情報公開条例
- ・酒田市職員定数条例
- ・酒田市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例
- ・酒田市水道料金等審議会条例
- ・酒田市公文書等の管理に関する条例
- ・酒田市個人情報の保護に関する法律施行条例
- ・酒田市議会の個人情報の保護に関する条例

(2) 引用する条例を改める一部改正を行うもの

- ・酒田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- ・酒田市下水道条例
- ・酒田市農業集落排水処理施設条例
- ・酒田市合併処理浄化槽条例
- ・酒田市大台野飲雜用水供給施設設置管理条例

(3) 廃止するもの

- ・酒田市水道事業給水条例
- ・酒田市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例

4 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

○水道事業等の削除

No.	条例名	主な改正箇所の説明
1 条	酒田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例	条例名の改正 水道事業に関する事項を削除 上下水道事業⇒下水道事業 組織名の改正
2 条	酒田市情報公開条例	水道事業の管理者の権限を行う市長の削除
3 条	酒田市職員定数条例	上下水道⇒下水道 定数の改正
8 条	酒田市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例	条例名の改正 水道事業の管理者の権限を行う市長の削除 上下水道事業⇒下水道事業
9 条	酒田市水道料金等審議会条例	条例名の改正 水道事業の所掌事項を削除 組織名の改正
11 条	酒田市公文書等の管理に関する条例	水道事業の管理者の権限を行う市長の削除
12 条	酒田市個人情報の保護に関する法律施行条例	水道事業の管理者の権限を行う市長の削除
13 条	酒田市議会の個人情報の保護に関する条例	水道事業の管理者の権限を行う市長の削除

○引用する条例の改正

No.	条例名	主な改正箇所の説明
4 条	酒田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例	引用する条例名の変更による改正
5 条	酒田市下水道条例	引用する条例名の変更による改正 その他条文の整理
6 条	酒田市農業集落排水処理施設条例	引用する条例名の変更による改正
7 条	酒田市合併処理浄化槽条例	引用する条例名の変更による改正
10 条	酒田市大台野飲雜用水供給施設設置管理条例	引用する条例名の変更による改正

○廃止

No.	条例名	主な改正箇所の説明
14 条	酒田市水道事業給水条例	水道事業に関する条例を廃止
14 条	酒田市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例	水道事業に関する条例を廃止

酒田市下水道条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

本市が罹災その他非常の場合において、円滑な復旧工事の実施を図るため、他の市町村長等の指定を受けた者が本市内の排水設備等の工事を行うことができるよう、所要の改正を行うものです。

2 改正の概要

令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震では、個人宅内の排水設備等が多数破損、指定工事店自身も被災したことから、工事の可能な指定工事店の確保が困難となり復旧の遅れを招きました。

これを踏まえて、被災地での排水設備等の工事を円滑に実施するため、被災自治体の指定を受けた指定工事店の確保が困難な場合には、他の市町村の指定工事店であっても工事を可能とする例外規定を設けるよう、国の技術的助言があり、関係条例の改正を行うものです。

3 本条例により改正される条例

- ・酒田市下水道条例
- ・酒田市農業集落排水処理施設条例
- ・酒田市合併処理浄化槽条例

4 施行期日

公布の日から

総務常任委員協議会資料

令和 7 年 1 月 1 日
企画部文化政策課作成

酒田市松山歴史公園の指定管理者の指定について

1 目的

酒田市松山歴史公園は令和 3 年度から特定非営利活動法人まちづくり net 松山が指定管理者として管理しており、令和 8 年 3 月 31 日で指定管理が終了するため、新たな指定管理者を選定するものです。

2 指定管理施設

名 称 酒田市松山歴史公園
所在地 酒田市字新屋敷 36 番地の 2

3 指定管理者候補者

住 所 酒田市字本町 9 番地
団体名 特定非営利活動法人まちづくり net 松山
理事長 後藤 俊

4 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）

5 選定方法 隨意選定

随意選定理由：酒田市指定管理者制度事務取扱基準 5 (2) 「当該指定期間中における指定管理者選定委員会による事業評価が全て A 評価を受けた場合」に該当するため

6 経過

令和 7 年 9 月 5 日 提案受付開始
令和 7 年 9 月 30 日 提案締切
令和 7 年 10 月 8 日 指定管理者選定委員会（指定管理者候補者の選定）

7 選定結果

(1) 得点 123.5点 (配点170点)

(2) 評価 受託能力がある

(3) 評価項目、配点及び得点

選定基準	審査項目	配点	得点
1 公共性と平等利用の確保が図られること	(1) 管理の基本方針 (2) 利用者の平等利用の確保	30	23.25
2 施設の効用の最大限の発揮と管理経費の縮減が図られること	(1) サービスの質の維持又は向上 (2) 意見の反映と苦情等対応 (3) 施設の効果的な活用方策 (4) 効率的運営の取組 (5) 要求水準等に対する取組	50	35.25
3 事業計画に沿った管理を安定的に行う体制と能力を有していること	(1) 業務履行の体制 (2) 職員の雇用と人材育成 (3) 施設の適切な維持管理 (4) 財務的な能力 (5) 施設運営に対する意欲等	60	44.25
4 法令遵守と安全管理の確保が図られること	(1) 法令遵守の徹底 (2) 個人情報の保護 (3) 危機管理の取組 (4) 環境への配慮 (5) 地域連携と地域貢献	30	20.75
合 計		170	123.5

※得点は、各委員の平均点である。

【評価】 受託能力がある (120点超~200点)

受託能力に疑問がある (120点以下)

総務常任委員協議会資料

令和 7 年 1 月 1 日
教育委員会企画管理課作成

請負契約の変更について

(鳥海小学校屋内運動場改修工事 (建築工事))

1. 工 事 名 鳥海小学校屋内運動場改修工事 (建築工事)

2. 工 事 場 所 酒田市本楯字前田 94 番地の 1

3. 仮契約の方法 変更契約

4. 仮契約年月日 令和 7 年 1 月 25 日

5. 仮契約金額 変更前 185,900,000 円 (税込み)

変更後 192,566,000 円 (税込み)

6. 仮契約の相手方 酒田市下安町 41 番地の 1

株式会社丸高

代表取締役 横瀬 夏樹

7. 工 期 令和 7 年 6 月 20 日から令和 8 年 2 月 27 日

様式第 1 号

仮 契 約 書

1 契約の目的 烏海小学校屋内運動場改修工事（建築工事）

2 契約金額

変更後の請負代金額	192,566,000 円
内訳 工事代金	175,060,000 円
取引に係る消費税額及び地方消費税	17,506,000 円
変更前の請負代金額	185,900,000 円
内訳 工事代金	169,000,000 円
取引に係る消費税額及び地方消費税	16,900,000 円
変更前の請負代金額に対する増減 増額	6,666,000 円
内訳 工事代金	6,060,000 円
取引に係る消費税額及び地方消費税	606,000 円

3 履行期限 令和 8 年 2 月 27 日

上記について、酒田市長 矢口 明子と株式会社丸高 代表取締役 横瀬 夏樹は、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び酒田市契約及び財産に関する条例第 2 条の規定に基づく酒田市議会の議決（可決）があった後に、正規の契約を締結するものとする。

上記仮契約の証として本書 1 通を作成し、双方記名押印の上、これを株式会社丸高 代表取締役 横瀬 夏樹が保有する。

令和 7 年 11 月 25 日

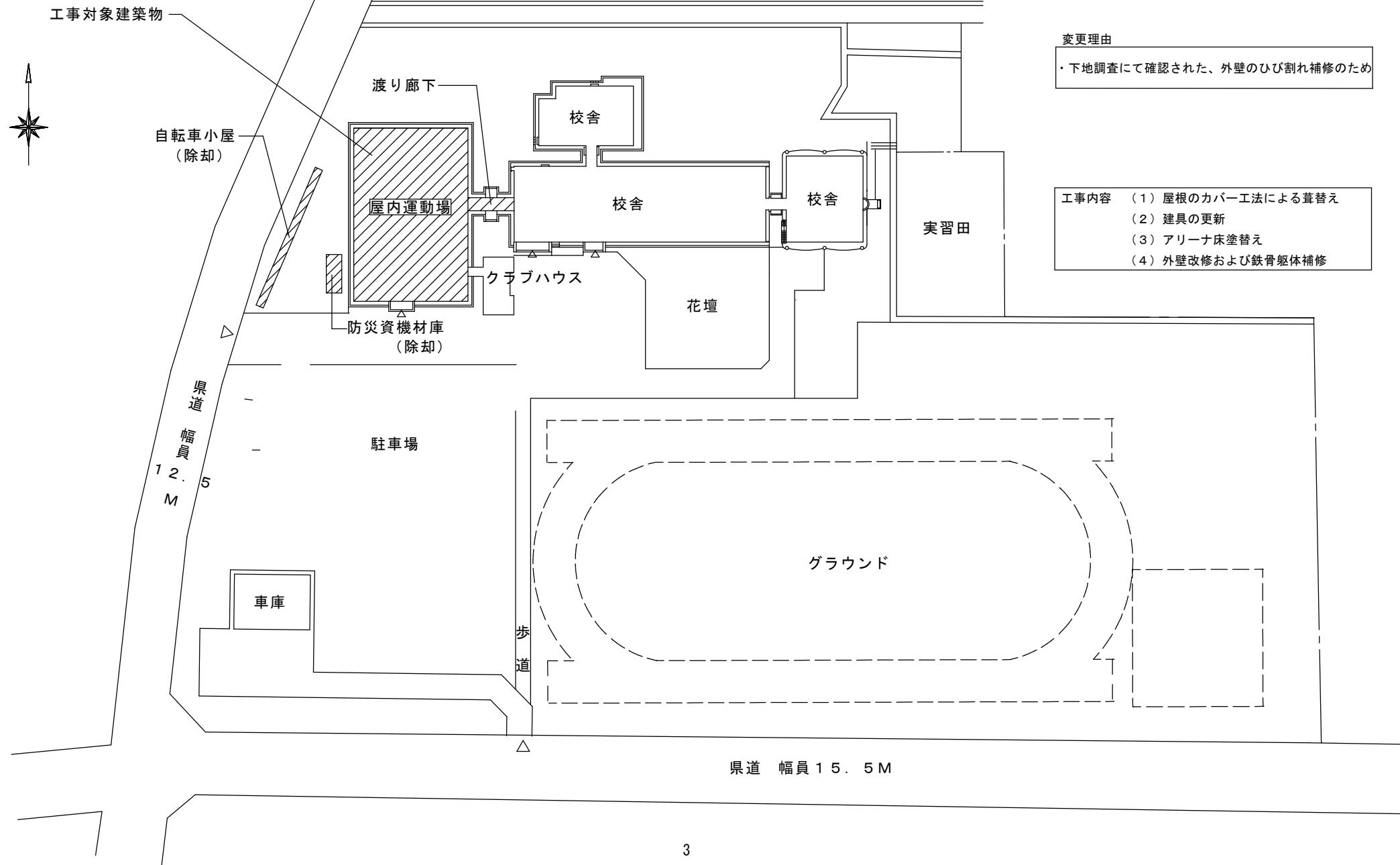
発注者 所在地 酒田市本町二丁目 2 番 45 号

氏名 酒田市長 矢口 明子

受注者 住所又は所在地 酒田市下安町 41 番地の 1

氏名又は名称 株式会社丸高

代表者氏名 代表取締役 横瀬 夏樹



総務常任委員協議会資料

令和7年1月2日
教育委員会スポーツ振興課作成

請負契約の変更について
(光ヶ丘野球場及び屋内練習場人工芝改修工事)

- 1 工事名 光ヶ丘野球場及び屋内練習場人工芝改修工事
- 2 工事場所 酒田市 光ヶ丘三丁目 地内ほか
- 3 仮契約の方法 変更契約
- 4 仮契約年月日 令和7年1月17日
- 5 仮契約金額 変更前 528,000,000円 (税込み)
変更後 528,322,300円 (税込み)
- 6 仮契約の相手方 酒田市東町二丁目1番地7
大井建設株式会社
代表取締役社長 大井 慎一郎
- 7 工期 令和7年8月12日から令和8年3月31日まで

様式第1号

仮 契 約 書

1 契約の目的 光ヶ丘野球場及び屋内練習場人工芝改修工事

2 契約金額

変更後の請負代金額	¥528,322,300.-
内訳 工事代金	¥480,293,000.-
取引に係る消費税額及び地方消費税	¥48,029,300.-
変更前の請負代金額	¥528,000,000.-
内訳 工事代金	¥480,000,000.-
取引に係る消費税額及び地方消費税	¥48,000,000.-
変更前の請負代金額に対する増減 増額	¥322,300.-
内訳 工事代金	¥293,000.-
取引に係る消費税額及び地方消費税	¥29,300.-

3 履行期限 令和8年3月31日

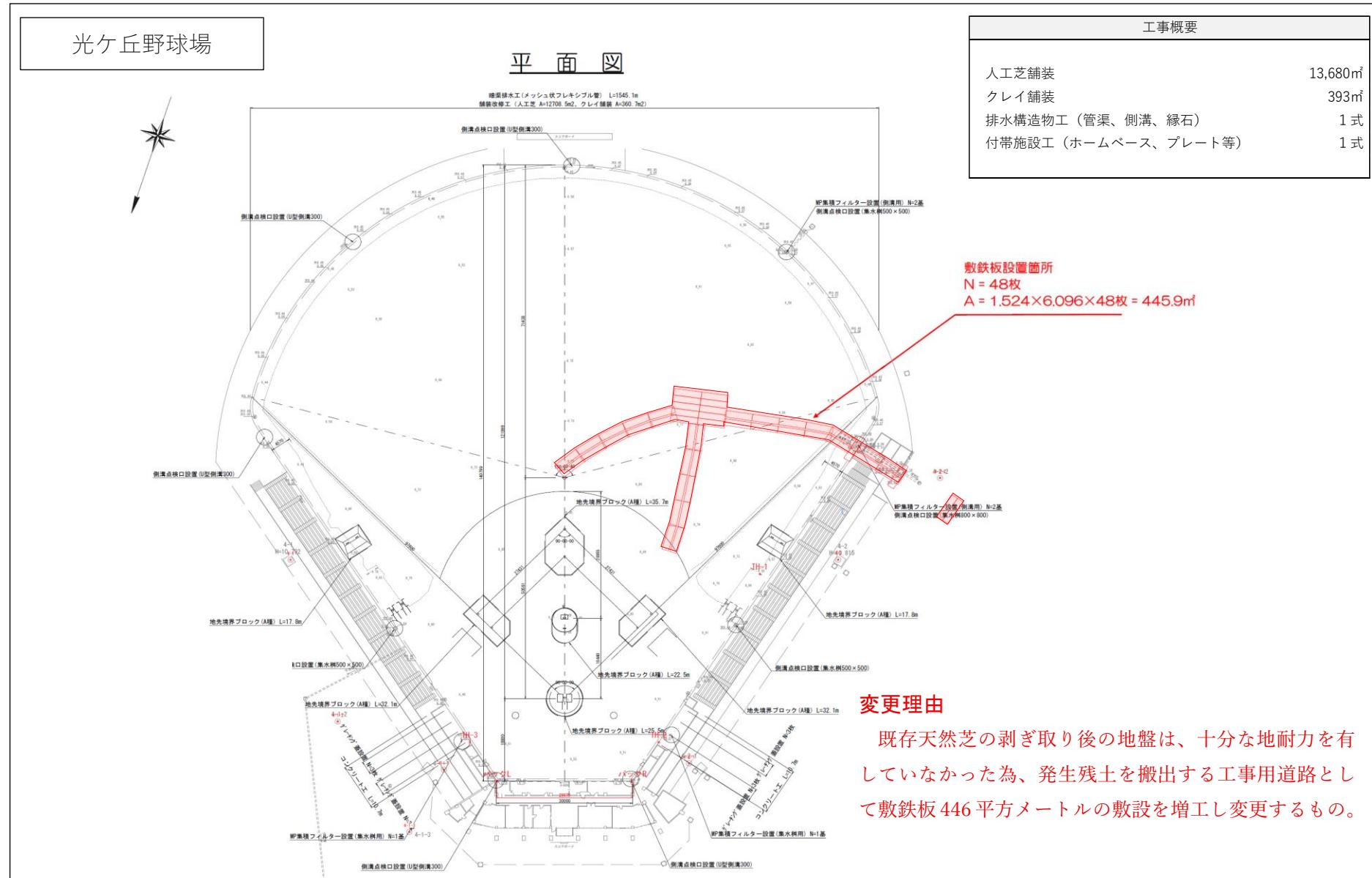
上記について、酒田市長 矢口 明子と大井建設株式会社 代表取締役社長 大井 慎一郎は、地方自治法第96条第1項第5号及び酒田市契約及び財産に関する条例第2条の規定に基づく酒田市議会の議決（可決）があった後に、正規の契約を締結するものとする。

上記仮契約の証として本書1通を作成し、双方記名押印の上、これを大井建設株式会社 代表取締役社長 大井 慎一郎が保有する。

令和7年11月17日

発注者 所在地 酒田市本町二丁目2番45号
氏名 酒田市長 矢口 明子

受注者 住所又は所在地 酒田市東町二丁目1番地7
氏名又は名称 大井建設株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 大井 慎一郎



令和7年12月1日

健康福祉部地域福祉課作成

酒田市身体障害者福祉センターの指定管理者の指定について

1 目的

酒田市身体障害者福祉センターは、令和2年度から特定非営利活動法人酒田市障がい者福祉会が指定管理者として管理しており、令和8年3月31日で指定期間が終了するため、新たな指定管理者を選定するものです。

2 指定管理施設

名称 酒田市身体障害者福祉センター

所在地 酒田市北今町3番8号

3 指定管理者候補者

所在地 酒田市北今町3番8号

団体名 特定非営利活動法人酒田市障がい者福祉会

理事長 佐藤 健治

4 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

5 選定方法 隨意選定

随意選定理由：酒田市指定管理者制度事務取扱基準5（2）

「当該指定期間中における指定管理者選定委員会による事業評価が全てA評価を受けた場合。」に該当するため

6 経過

令和7年9月8日 提案受付開始

9月30日 提案締切

10月8日 選定委員会（指定管理候補者の選定）

7 選定結果

(1) 得点 131.4 点 (配点 200 点)

(2) 評価 受託能力がある

(3) 評価項目、配点及び得点

選定基準	審査項目	配点	得点
1 公共性と平等利用の確保が図られること	(1) 管理の基本方針 (2) 利用者の平等利用の確保	30	21.0
2 施設の効用の最大限の発揮と管理経費の縮減が図られること	(1) サービスの質の維持又は向上 (2) 意見の反映と苦情等対応 (3) 施設の効果的な活用方策 (4) 効率的運営の取組 (5) 要求水準等に対する取組	50	30.6
3 事業計画に沿った管理を安定的に行う体制と能力を有していること	(1) 業務履行の体制 (2) 職員の雇用と人材育成 (3) 施設の適切な維持管理 (4) 財務的能力 (5) 施設運営に対する意欲等	60	37.4
4 法令遵守と安全管理の確保が図られること	(1) 法令遵守の徹底 (2) 個人情報の保護 (3) 危機管理の取組 (4) 環境への配慮 (5) 地域連携と地域貢献	30	19.6
5 その他施設の性質又は目的に応じて必要と認める項目	(1) 障がい者の福祉の向上への貢献	30	22.8
合 計		200	131.4

※得点は、各委員の平均点である。(小数点以下第2位を四捨五入)

【評価】 受託能力がある (120点超～200点)

受託能力に疑問がある (120点以下)

建設経済常任委員協議会資料

令和7年12月1日
地域創生部交流観光課作成

眺海の森ふれあい研修施設の指定管理者の指定について

1 目的

眺海の森ふれあい研修施設は、令和3年度から田沢新田自治会が指定管理者として管理しており、令和8年3月31日で指定期間が終了するため、新たな指定管理者候補者を選定するものです。

2 指定管理施設

名称 眺海の森ふれあい研修施設
所在地 酒田市田沢字苗代沢92番地

3 指定管理者候補者

住所 酒田市田沢字田沢新田54番地
団体名 田沢新田自治会
会長 加藤 芳夫

4 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

5 選定方法 公募選定

6 経過

令和7年 9月 1日 募集開始
9月30日 募集締切
10月 9日 指定管理者選定委員会（指定管理者候補者の選定）

7 選定結果

（1）得点 121.6点（配点200点）
（2）評価 受託能力がある

(3) 評価項目、配点及び得点

選定基準	審査項目	配点	得点
1 公共性と平等利用の確保が図られること	(1) 管理の基本方針 (2) 利用者の平等利用の確保	3 0	1 8 . 0
2 施設の効用の最大限の発揮と管理経費の縮減が図られること	(1) サービスの質の維持又は向上 (2) 意見の反映と苦情等対応 (3) 施設の効果的な活用方策 (4) 効率的運営の取組 (5) 要求水準等に対する取組	5 0	3 1 . 0
3 事業計画に沿った管理を安定的に行う体制と能力を有していること	(1) 業務履行の体制 (2) 職員の雇用と人材育成 (3) 施設の適切な維持管理 (4) 財務的な能力 (5) 施設運営に対する意欲等	6 0	3 6 . 8
4 法令遵守と安全管理の確保等が図られること	(1) 法令遵守の徹底 (2) 個人情報の保護 (3) 危機管理の取組 (4) 環境への配慮 (5) 地域連携と地域貢献	3 0	1 6 . 6
5 その他施設の性質又は目的に応じて必要と認める事項	(1) 各施設の用途に応じた管理手法 ・市内利用者を増加させるための効果的な自主事業計画が提案されているか ・市外、県外利用者を誘客するための効果的な自主事業計画が提案されているか	3 0	1 9 . 2
合 計		2 0 0	1 2 1 . 6

※得点は、各委員の平均点である。

【評価】 受託能力がある (120点超~200点)
受託能力に疑問がある (120点以下)

建設経済常任委員協議会資料

令和7年12月1日
地域創生部交流観光課作成
農林水産部農政課作成

悠久の杜温泉施設、悠久の杜直売・食材供給施設及び悠久の杜活性化施設の指定管理者の指定について

1 目的

悠久の杜温泉施設、悠久の杜直売・食材供給施設及び悠久の杜活性化施設は、令和3年度からひらた悠久の杜株式会社が指定管理者として管理しており、令和8年3月31日で指定期間が終了するため、新たに指定管理者候補者を選定するものです。

2 指定管理施設

名称 悠久の杜温泉施設、悠久の杜直売・食材供給施設及び悠久の杜活性化施設

所在地 酒田市山楯字南山32番地の4

3 指定管理者候補者

住所 酒田市山楯字南山32番地4

団体名 ひらた悠久の杜株式会社

代表取締役 安川 智之

4 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

5 選定方法 公募選定

6 経過

令和7年 9月 1日 募集開始

9月30日 募集締切

10月 9日 指定管理者選定委員会（指定管理者候補者の選定）

7 選定結果

（1）得点 127.6点（配点200点）

（2）評価 受託能力がある

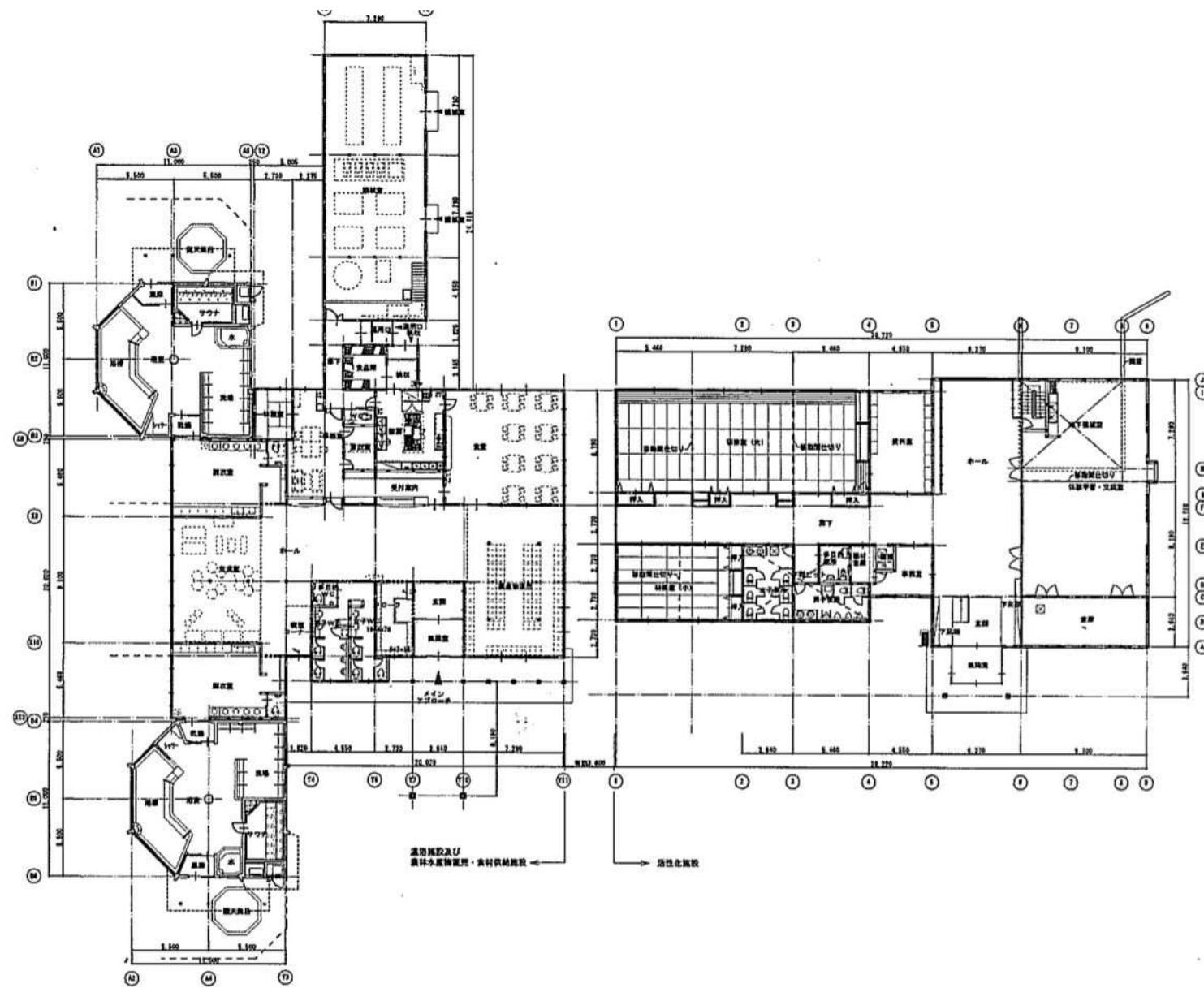
(3) 評価項目、配点及び得点

選定基準	審査項目	配点	得点
1 公共性と平等利用の確保が図られること	(1) 管理の基本方針 (2) 利用者の平等利用の確保	3 0	21. 6
2 施設の効用の最大限の発揮と管理経費の縮減が図られること	(1) サービスの質の維持又は向上 (2) 意見の反映と苦情等対応 (3) 施設の効果的な活用方策 (4) 効率的運営の取組 (5) 要求水準等に対する取組	5 0	30. 6
3 事業計画に沿った管理を安定的に行う体制と能力を有していること	(1) 業務履行の体制 (2) 職員の雇用と人材育成 (3) 施設の適切な維持管理 (4) 財務的な能力 (5) 施設運営に対する意欲等	6 0	38. 4
4 法令遵守と安全管理の確保等が図られること	(1) 法令遵守の徹底 (2) 個人情報の保護 (3) 危機管理の取組 (4) 環境への配慮 (5) 地域連携と地域貢献	3 0	18. 4
5 その他施設の性質又は目的に応じて必要と認める事項	(1) 各施設の用途に応じた管理手法 ・市内利用者を増加させるための効果的な自主事業計画が提案されているか ・市外、県外利用者を誘客するための効果的な自主事業計画が提案されているか	3 0	18. 6
合 計		2 0 0	127. 6

※得点は、各委員の平均点である。

【評価】 受託能力がある (120点超~200点)
受託能力に疑問がある (120点以下)

参 考



建設経済常任委員協議会資料

令和7年12月1日
地域創生部交流観光課作成

日和山交流観光拠点施設の指定管理者の指定について

1 目的

日和山交流観光拠点施設は、令和3年度から株式会社平田牧場が指定管理者として管理しており、令和7年3月31日で指定期間が終了するため、新たに指定管理者候補者を選定するものです。

2 指定管理施設

名称 酒田市日和山交流観光拠点施設
所在地 酒田市日吉町二丁目9番37号

3 指定管理者候補者

住所 酒田市みずほ二丁目17番地の8
団体名 株式会社平田牧場
代表取締役 新田 嘉七

4 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

5 選定方法 隨意選定

6 経過

令和7年 9月30日 提案書提出締切
10月 9日 指定管理者選定委員会（指定管理者候補者の選定）

7 選定結果

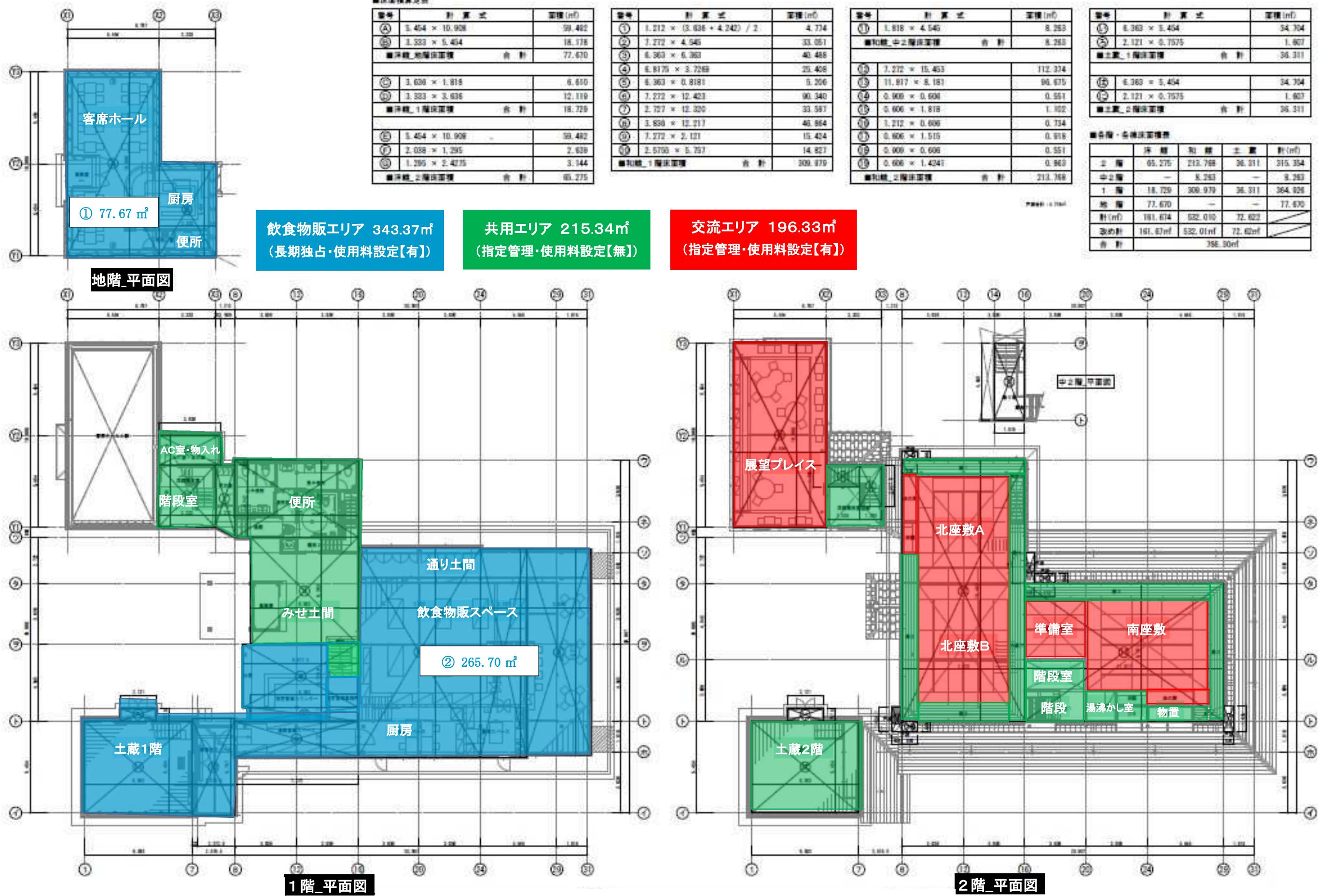
（1）得点 150点（配点200点）
（2）評価 受託能力がある

(3) 評価項目、配点及び得点

選定基準	審査項目	配点	得点
1 公共性と平等利用の確保が図られること	(1) 管理の基本方針 (2) 利用者の平等利用の確保	30	24.0
2 施設の効用の最大限の発揮と管理経費の縮減が図られること	(1) サービスの質の維持又は向上 (2) 意見の反映と苦情等対応 (3) 施設の効果的な活用方策 (4) 効率的運営の取組 (5) 要求水準等に対する取組	50	35.4
3 事業計画に沿った管理を安定的に行う体制と能力を有していること	(1) 業務履行の体制 (2) 職員の雇用と人材育成 (3) 施設の適切な維持管理 (4) 財務的な能力 (5) 施設運営に対する意欲等	60	46.2
4 法令遵守と安全管理の確保等が図られること	(1) 法令遵守の徹底 (2) 個人情報の保護 (3) 危機管理の取組 (4) 環境への配慮 (5) 地域連携と地域貢献	30	23.6
5 その他施設の性質又は目的に応じて必要と認める事項	(1) 自主事業の実施 (2) 日和山界隈の回遊性向上の取り組み (3) コミュニティスペースとしての活用	30	20.8
合 計		200	150.0

※得点は、各委員の平均点である。

【評価】 受託能力がある (120点超~200点)
受託能力に疑問がある (120点以下)



建設経済常任委員協議会資料

令和 7 年 1 月 1 日
建設部土木課作成

請負契約の締結について

(公共土木施設災害復旧事業令和 7 年度公共災害復旧工事 (第 1 工区))

1. 工事名 公共土木施設災害復旧事業
令和 7 年度公共災害復旧工事 (第 1 工区)
2. 工事場所 酒田市北青沢地内
3. 仮契約の方法 条件付き一般競争入札
4. 仮契約年月日 令和 7 年 10 月 22 日
5. 仮契約金額 263,890,000 円 (税込み)
6. 仮契約の相手方 酒田市木川字東中道 29 番地の 8
T&日本メンテ開発株式会社
代表取締役社長 土門 雅仁
7. 工期 契約締結の日 から 令和 8 年 3 月 31 日

様式第1号

仮 契 約 書

1 契約の目的 公共土木施設災害復旧事業令和7年度公共災害復旧工事（第1工区）

2 契約金額 ￥263,890,000. -

内訳 工事代金 ￥239,900,000. -

取引に係る消費税額及び地方消費税 ￥23,990,000. -

3 履行期限 令和8年3月31日

上記について、酒田市長 矢口 明子とT&日本メンテ開発株式会社 代表取締役社長 土門 雅仁は、地方自治法第96条第1項第5号及び酒田市契約及び財産に関する条例第2条の規定に基づく酒田市議会の議決（可決）があった後に、正規の契約を締結するものとする。

上記仮契約の証として本書1通を作成し、双方記名押印の上、これをT&日本メンテ開発株式会社 代表取締役社長 土門 雅仁が保有する。

令和7年10月22日

発注者 所在地 酒田市本町二丁目2番45号

氏名 酒田市長 矢口 明子

受注者 住所又は所在地 酒田市木川字東中道29番地の8

氏名又は名称 T&日本メンテ開発株式会社

代表者氏名 代表取締役社長 土門 雅仁

入札結果登録

案件番号 106405010020250092
案件名称 公共土木施設災害復旧事業令和7年度公共災害復旧工事(第1工区)
担当者 阿部市範
開札執行日時 令和07年10月21日 10時05分

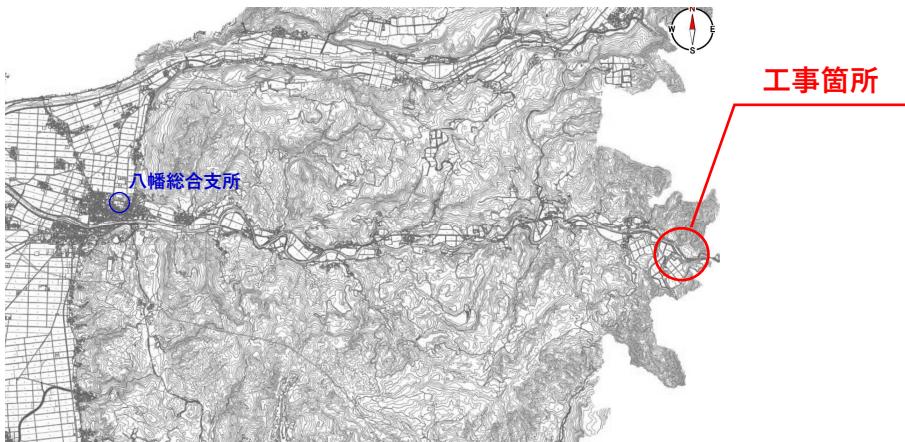
入札結果 落札者決定
理由／備考 落札者には、「落札者の決定について(通知)」及び「契約書等作成の際の注意事項【建設工事】」について、メールで送信します。
執行担当 若林伸 10:06:45
立会担当 阿部市範 10:07:08
予定価格 239,940,000 円 (税抜き)
2億3994万 円 (税抜き)

最新更新日時 2025.10.21 10:07

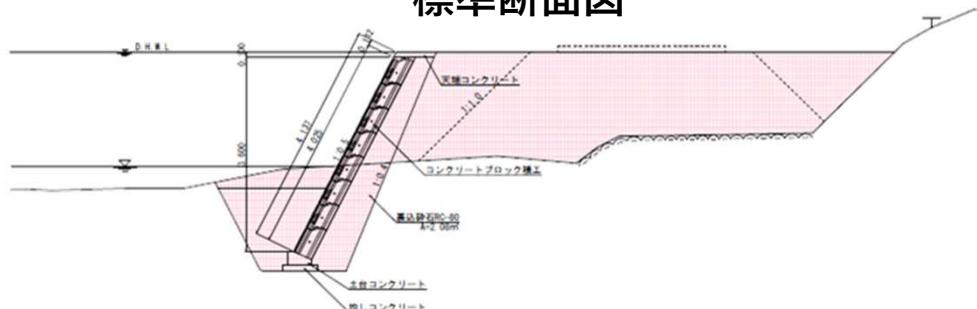
番号	業者名称	第1回入札金額	予定価格 以下	調査基 準価格 以上	調 査 実 施	落 札 者	摘要
1	T&日本メンテ開発(株)	239,900,000	○	○	○		

本件は酒田市議会の議決（可決）があった後に、正規の契約を締結するものです。

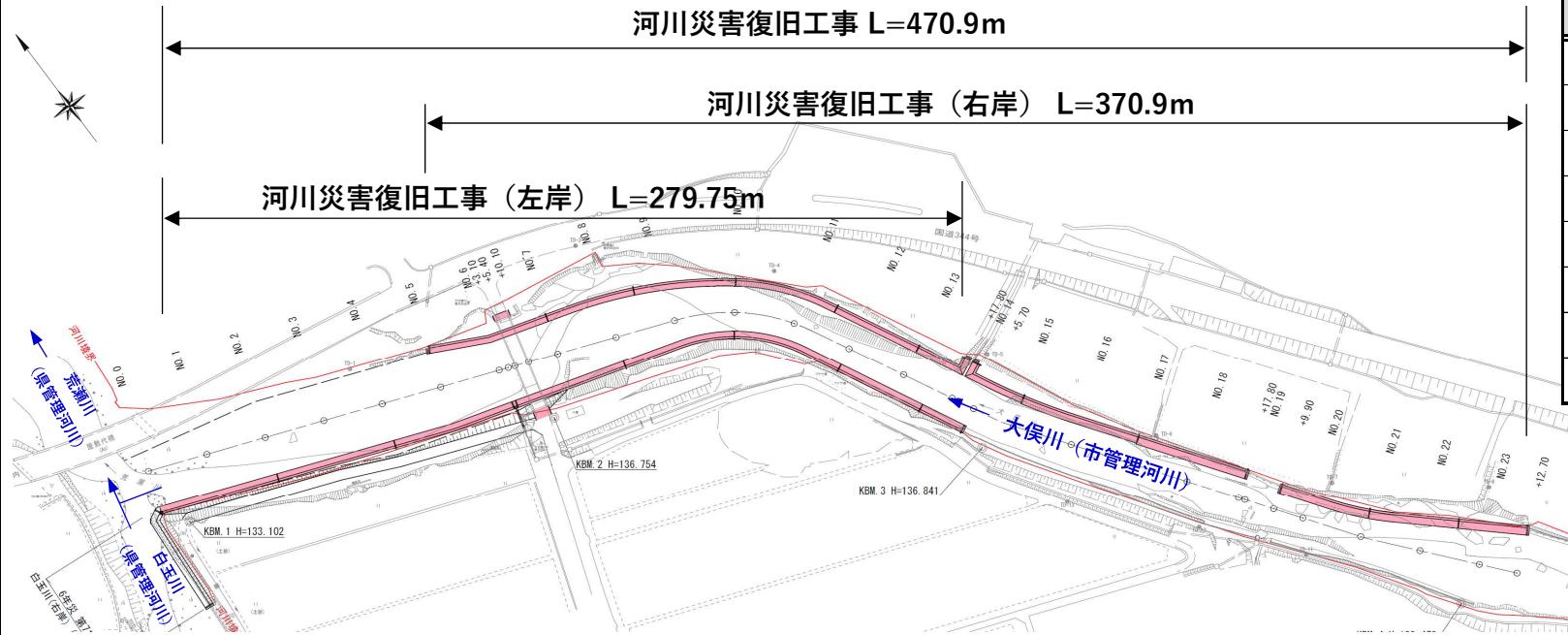
位置図



標準断面図



平面図



工事概要

工種	数量
土工	一式
コンクリートブロック積工	$A = 2795 m^2$
小口止工	$N = 9$ 箇所
隔壁工	$N = 13$ 箇所
排水工	一式
擁壁工	$L = 10m$
舗装工	$A = 20 m^2$
仮設工	一式

建設経済常任委員協議会資料

令和7年12月1日
農林水産部農林水産課作成

請負契約の締結について
林道熊沢線2号箇所災害復旧工事

- 1 工事名 林道熊沢線2号箇所災害復旧工事
- 2 工事場所 酒田市 上青沢 地内
- 3 仮契約の方法 条件付き一般競争入札
- 4 仮契約年月日 令和7年11月19日
- 5 仮契約金額 179,740,000円（税込み）
- 6 仮契約の相手方 酒田市麓字横道17番地の3
出羽工業株式会社
代表取締役 斎藤 伸
- 7 工期 契約締結の日 から 令和8年11月30日 まで

仮 契 約 書

1 契約の目的 林道熊沢線2号箇所災害復旧工事

2 契約金額 ￥179,740,000. -

内訳 工事代金 ￥163,400,000. -

取引に係る消費税額及び地方消費税 ￥16,340,000. -

3 履行期限 令和8年11月30日まで

上記について、酒田市長 矢口 明子と出羽工業株式会社 代表取締役 斎藤 伸は、地方自治法第96条第1項第5号及び酒田市契約及び財産に関する条例第2条の規定に基づく酒田市議会の議決（可決）があった後に、正規の契約を締結するものとする。

上記仮契約の証として本書1通を作成し、双方記名押印の上、これを出羽工業株式会社 代表取締役 斎藤 伸が保有する。

令和7年11月19日

発注者 所在地 酒田市本町二丁目2番45号
氏名 酒田市長 矢口 明子

受注者 住所又は所在地 酒田市麓字横道17番地の3
氏名又は名称 出羽工業株式会社
代表者氏名 代表取締役 斎藤 伸

入札結果登録

案件番号 106405010020250101
案件名称 林道熊沢線2号箇所災害復旧工事
担当者 阿部市範
開札執行日時 令和07年11月18日 10時00分

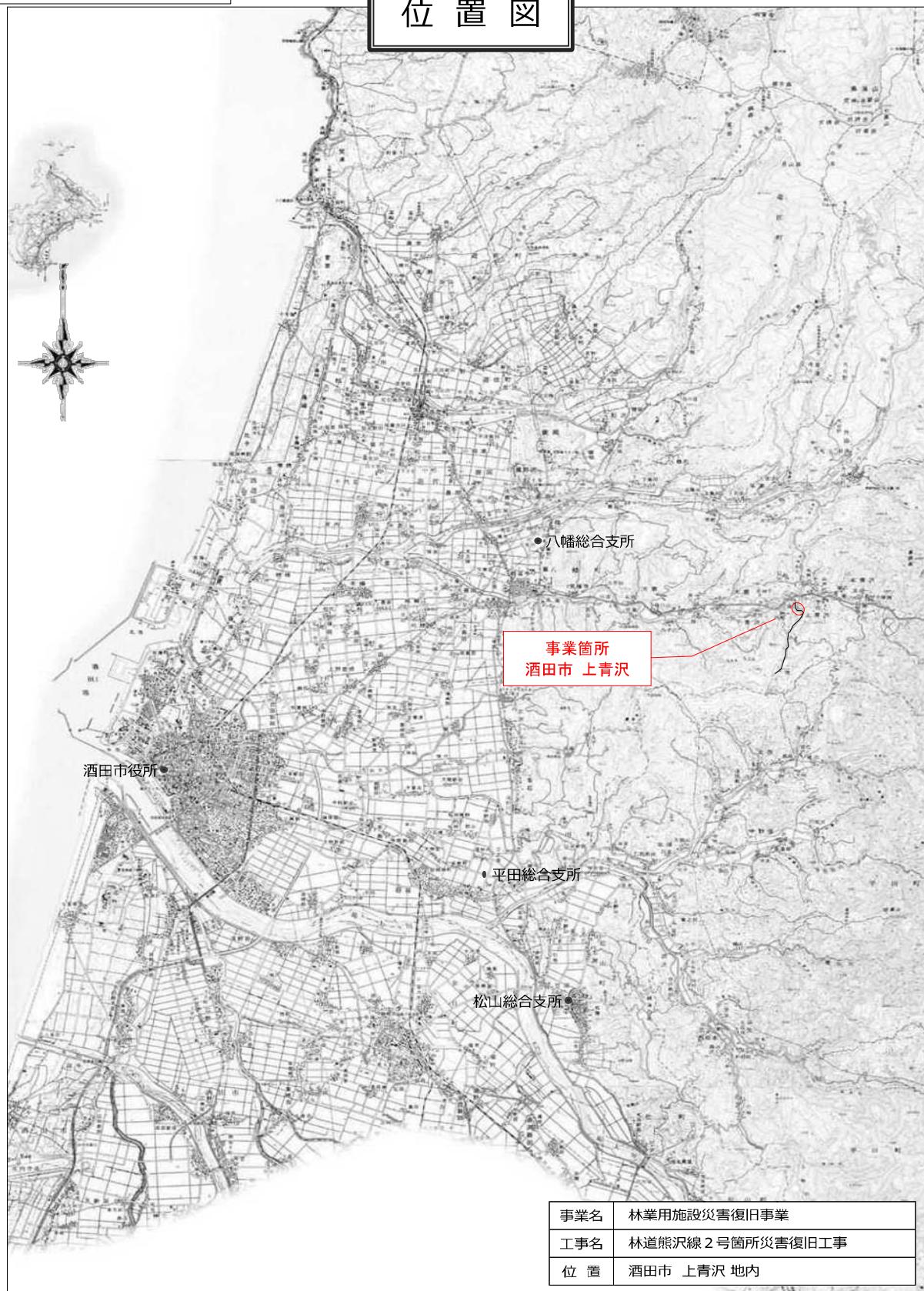
入札結果	落札者決定	
理由／備考	落札者には、「落札者の決定について(通知)」及び「契約書等作成の際の注意事項【建設工事】」について、メールで送信します。	
執行担当	若林伸	10:01:40
立会担当	阿部市範	10:02:06
予定価格	163,470,000 円 (税抜き) 1億6347万 円 (税抜き)	

最新更新日時 2025.11.18 10:02

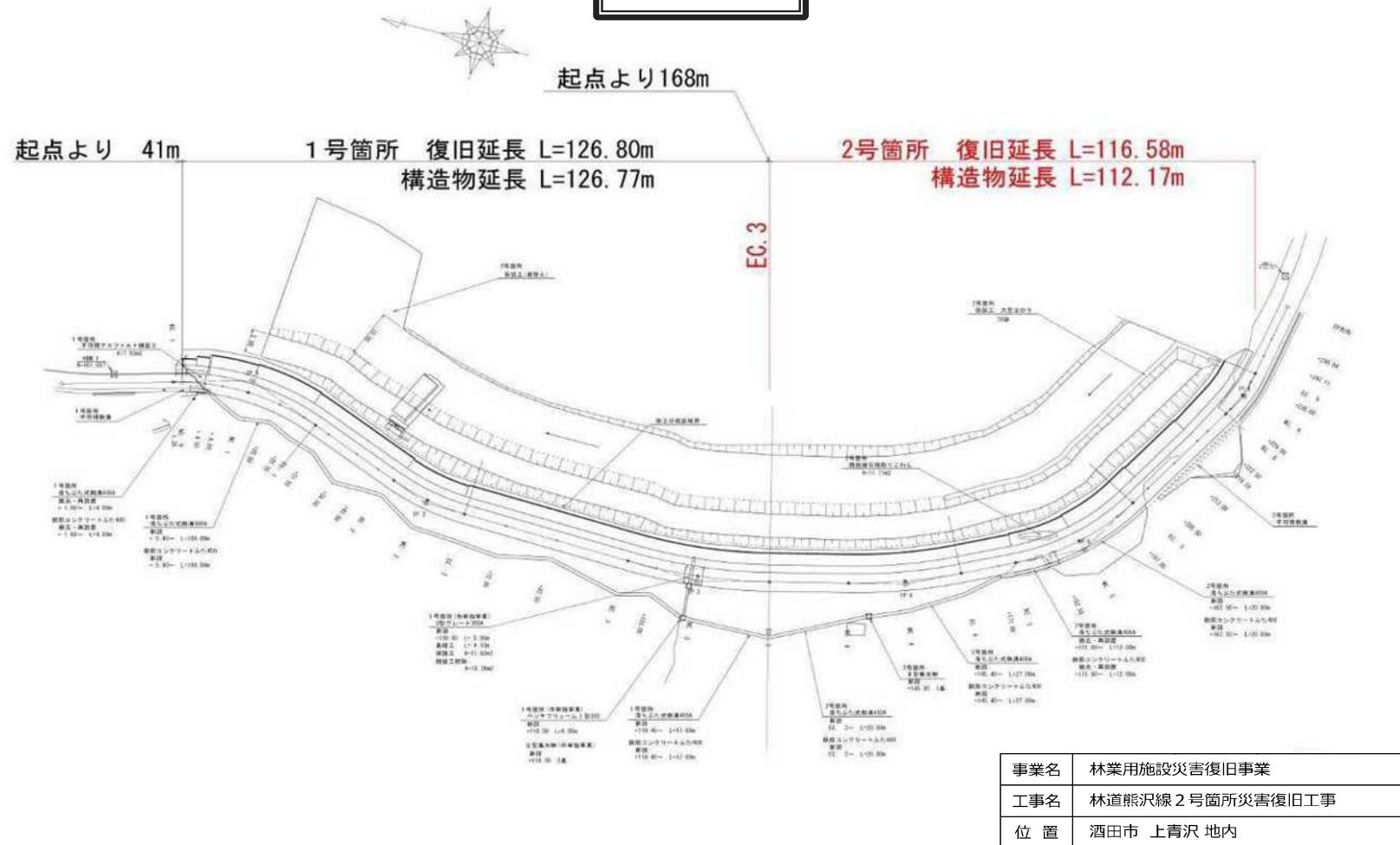
番号	業者名称	第1回入札金額	予定価格 以下	調査基 準価格 以上	調 査 実 施	落 札 者	摘要
1	出羽工業(株)	163,400,000	○	○	○		

本件は酒田市議会の議決（可決）があった後に、正規の契約を締結するものです。

位置図



平面図



令和7年12月1日
農林水産部農林水産課作成

請負契約の締結について
((繰越明許費) 令和7年度農地・農業用施設災害復旧事業
農地等災害復旧工事 (その10))

- 1 工事名 (繰越明許費) 令和7年度農地・農業用施設災害復旧事業
農地等災害復旧工事 (その10)
- 2 工事場所 酒田市 北青沢 地内ほか
- 3 仮契約の方法 条件付き一般競争入札
- 4 仮契約年月日 令和7年11月21日
- 5 仮契約金額 333,630,000円 (税込み)
- 6 仮契約の相手方 酒田市新橋五丁目1番地の6
庄内土木株式会社
代表取締役 千葉 雅仁
- 7 工期 本工事は、余裕期間を設定した工事である。
工事の始期日から起算して359日間
(ただし、令和8年4月1日 (工事の始期日期限) までに
工事を開始すること。)

仮 契 約 書

1 契約の目的 (繰越明許費) 令和7年度農地・農業用施設災害復旧事業
農地等災害復旧工事 (その10)

2 契約金額 ￥333,630,000. -
内訳 工事代金 ￥303,300,000. -
取引に係る消費税額及び地方消費税 ￥30,330,000. -

3 履行期限 本工事は、余裕期間を設定した工事である。
工期：工事の始期日から起算して359日間
(ただし、令和8年4月1日（工事の始期日期限）までに工事を
開始すること。)

上記について、酒田市長 矢口 明子と莊内土木株式会社 代表取締役 千葉 雅仁は、地方自治法第96条第1項第5号及び酒田市契約及び財産に関する条例第2条の規定に基づく酒田市議会の議決（可決）があった後に、正規の契約を締結するものとする。

上記仮契約の証として本書1通を作成し、双方記名押印の上、これを莊内土木株式会社 代表取締役 千葉 雅仁が保有する。

令和7年11月21日

発注者 所在地 酒田市本町二丁目2番45号
氏名 酒田市長 矢口 明子

受注者 住所又は所在地 酒田市新橋五丁目1番地の6
氏名又は名称 莊内土木株式会社
代表者氏名 代表取締役 千葉 雅仁

入札結果登録

案件番号 106405010020250102
案件名称 (續) 越明許費) 令和7年度農地・農業用施設災害復旧事業農地等災害復旧工事(その10)
担当者 阿部市範
開札執行日時 令和07年11月20日 10時01分

入札結果	落札者決定
理由／備考	落札者には、「落札者の決定について(通知)」及び「契約書等作成の際の注意事項【建設工事】」について、メールで送信します。
執行担当	若林伸 10:02:53
立会担当	阿部市範 10:03:15
予定価格	303,360,000 円 (税抜き) 3億336万 円 (税抜き)

最新更新日時 2025.11.20 10:03

番号	業者名称	第1回入札金額	予定価格以下	調査基準価格以上	調査実施	落札者	摘要
1	莊内土木(株)	303,300,000	○	○	○		
2	大場建設(株)						辞退

本件は酒田市議会の議決(可決)があった後に、正規の契約を締結するものです。

全体位置図



工事概要 (全体)

▽農地復旧

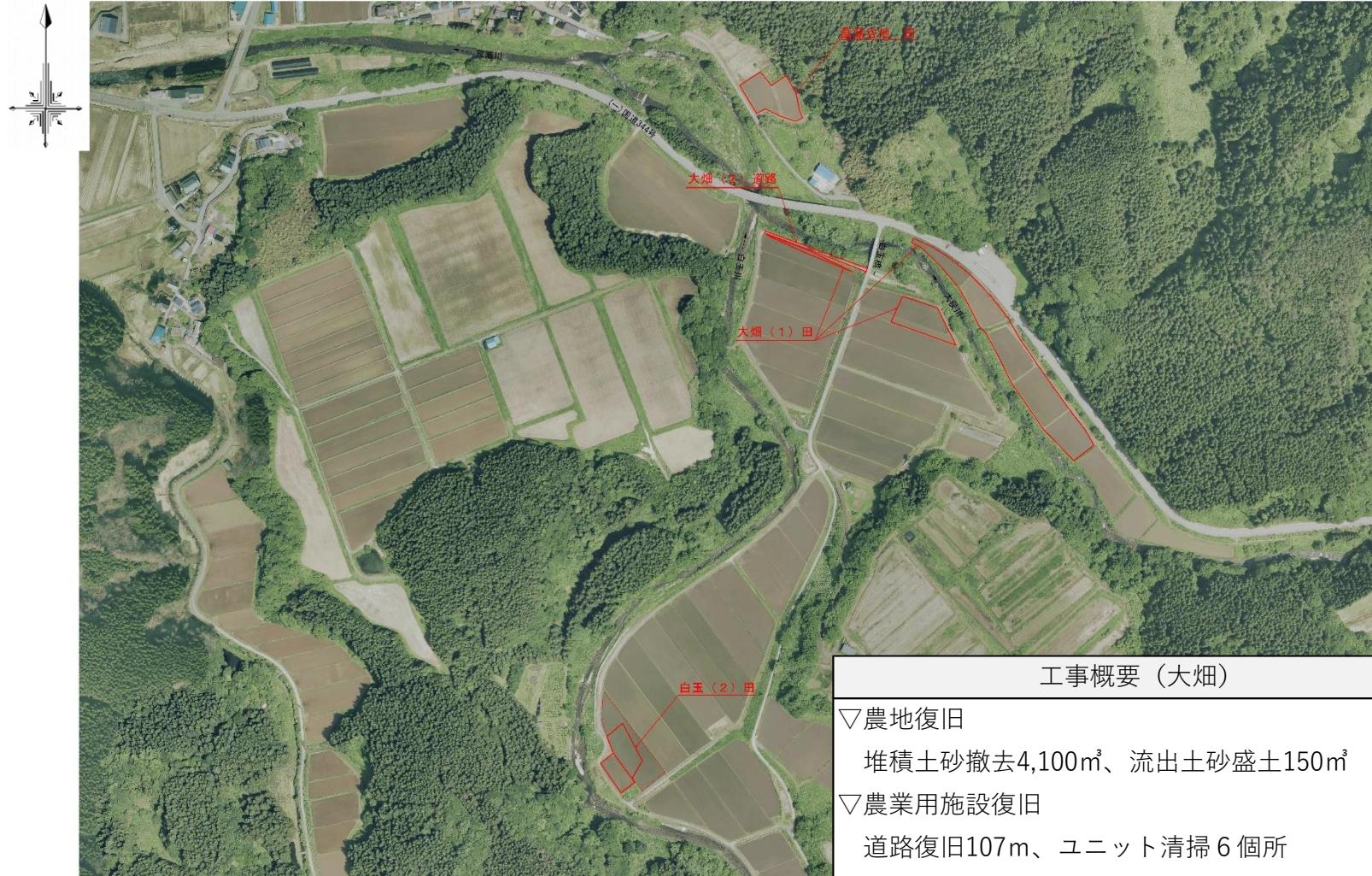
堆積土砂撤去58,250m³、流出土砂盛土2,450m³

▽農業用施設復旧

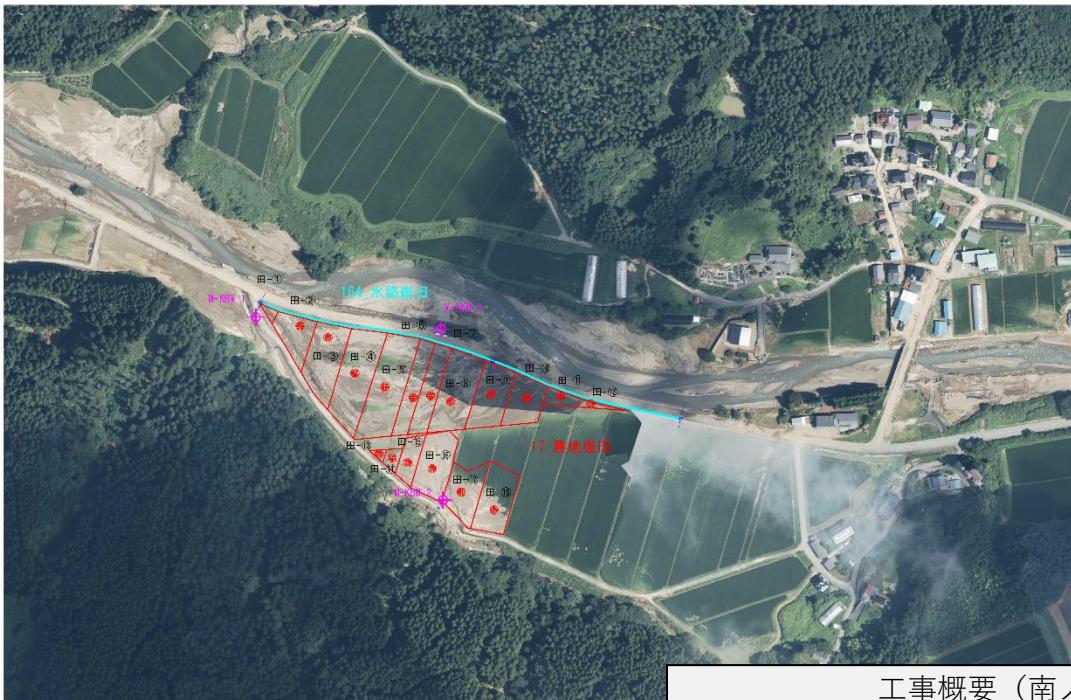
水路復旧1,752m、道路復旧1,129m

ユニット清掃52個所、パイプライン復旧144m

平面図_北青沢字大畑地区



平面図_上青沢字南ノ前田地区



工事概要 (南ノ前田)

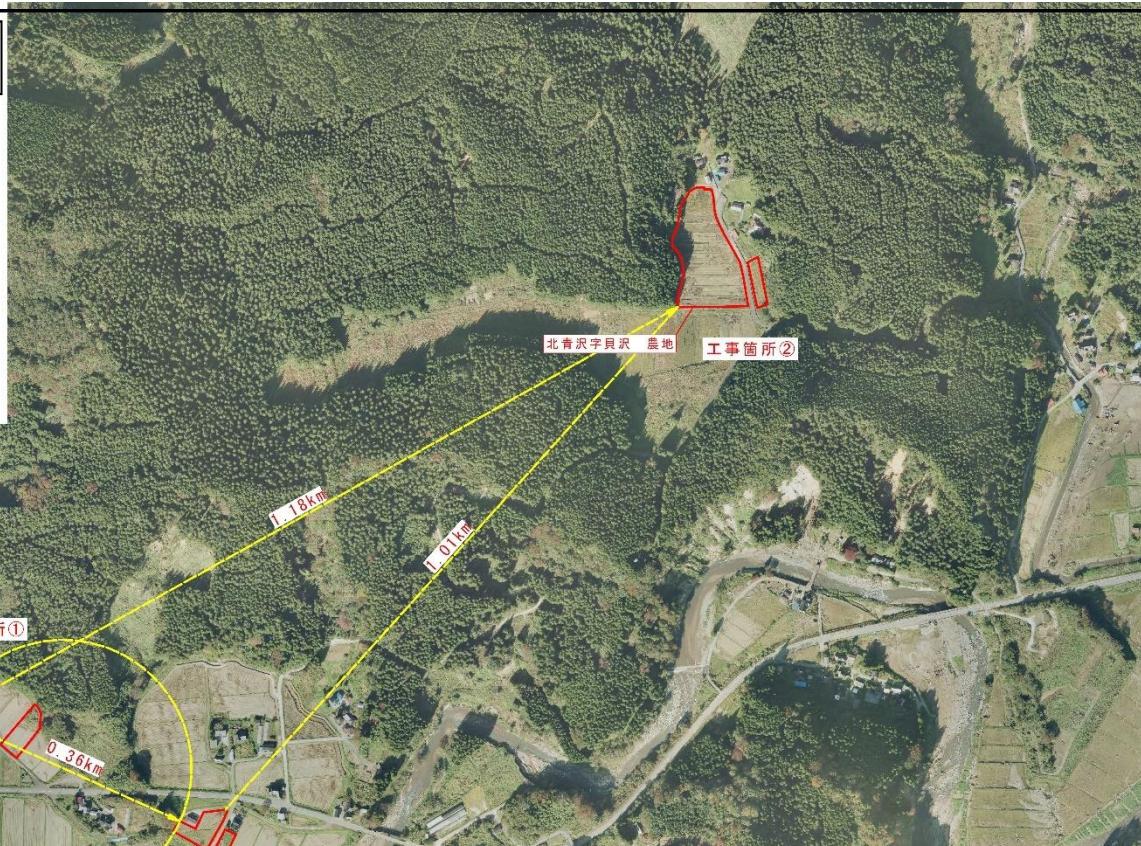
▽農地復旧

堆積土砂撤去 $6,800\text{m}^3$

▽農業用施設復旧

水路復旧385m、ユニット清掃 8個所

平面図_大蕨字坂ノ下地区



工事概要 (坂ノ下)

▽農地復旧

堆積土砂撤去 $1,350\text{m}^3$

▽農業用施設復旧

ユニット清掃 1個所

平面図_下青沢字大坪地区



平面図_大蕨字石田前地区

